

届出から工事着手まで

建築主
都市計画課



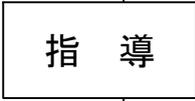
「建物を建築したい、塀をつくりたい」と思ったら、一度、ご相談ください。

都市計画課へ



* **工事着手の30日前までに届出**してください。

- ・ 都市計画課に所定の届出があります。
- ・ 次の図面が各2部必要です。
(配置図・平面図・立面図)



都市計画課



(適合していないもの)

建築主



(適合通知書のコピーを添付)

都市計画課へ



(建築確認を伴わないもの)

建築主

